

産業廃棄物の積替えのための保管場所

産業廃棄物
の 種 類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

保管の高さ

保管上限量

m³

管理者名

連絡先

春日井市